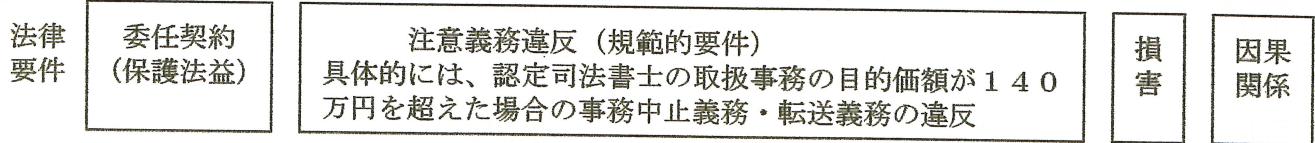


## 判断遺脱事項

原確定判決が摘示した消極的間接事実

武富士の過払金回収不能による損害について

「再審原告」、「再審被告」は、それぞれ「原告」「被告」と省略して記載している。

(訴訟物) 委任契約に基づく債務不履行による損害賠償請求権  
不法行為に基づく損害賠償請求権 } (選択的併合)

評価根拠事実その1 (主要事実ないし主要事実に準じて取り扱われる重要な間接事実)	評価根拠事実その2 (同左)
H21.6.5、原告の代理人である旨を表示して、認定司法書士である被告が、武富士に対し約242万円（うち元金約190万円）の過払金の全額について返還の請求をした事実	H21.6.5以後同年10月頃にかけて、原告の代理人として、認定司法書士である被告が、武富士に対し左記過払金の全額について返還の交渉をした事実

推認  
(※下記注)

被告自白

減殺？

直接証拠  
(乙9)

被告が作成送付した書面で「約242万円の過払金返還を請求します」との文面

減殺？

推認

争いなし

寧ろ被告も積極的に主張している  
(被告一審準備書面7の5頁、  
被告一審準備書面8の2~3頁)  
(甲17、乙25)

(b)間接事実(-)？  
乙9上に被告の肩書として原告の書類作成代理人である旨が記載されている事実  
(これがそもそも消極的間接事実たり得るのか疑問  
※下記注)

(a)間接事実(-)  
原告とその弟の法定相続分は各2分の1であったが、被告が委任契約を締結したのは原告のみであった事実  
(しかし、何故乙9に過払金の2分の1でなく全額を請求する表示をしたのか理由不明)

A間接事実(+)  
約9万円の過払金返還を請求するライフ社宛ての通知書に、被告の肩書として、原告の「代理人」と記載されている事実

(乙2の1)  
(原確定判決も認定)

①間接事実(+)  
被告が原告の亡母の相続に係る原告とその弟の相続放棄申述手続(甲15、16)に関与していた事実

↑  
原告の控訴理由書17~23頁記載のアからクの間接事実群(+)  
被告本人の供述の矛盾

②間接事実(+)  
本件委任契約に先立って被告が原告の弟の債務整理を受任していて、平成21年当時、進展しないままであった事実

↑  
争いなし  
(被告本人21~22頁、  
47~48頁)

※ (b)間接事実(-)は、依頼者本人として原告のみを記載している点については消極的間接事実と言う余地があろうが、「書類作成代理人」なる肩書を用いている点は、認定司法書士の代理権限の範囲外の事務を取り扱っている認識を被告自身が有していたことを如実に示すものであり、A間接事実(+)と相俟って、寧ろ、評価根拠事実その1の存在を窺わせる積極的間接事実の一つとして働いていると見受けられる。